

静岡県公安委員会規程第13号

地域交通安全活動推進委員制度に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年6月30日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

地域交通安全活動推進委員制度に関する規程の一部を改正する規程

地域交通安全活動推進委員制度に関する規程（平成2年静岡県公安委員会規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）の活動及び地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(活動内容等)</p> <p>第7条 推進委員は、<u>法第108条の29第2項第1号及び第2号並びに規則第4条各号</u>に掲げる次の活動を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>自転車</u>の適正な通行の方法について、住民の理解を深めるための運動を推進する。</p> <p>(5) 地域における交通の安全と円滑に資する事項について広報及び啓発をする活動（<u>前号</u>に掲げるものを除く。）を行う。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(警察署長の指導等)</p> <p>第8条 警察署長は、推進委員に対し、<u>規則第5条各号</u>に掲げる活動上の注意等を遵守するよう十分に指導するとともに、推進委員がこれに違反したと認められるときは、当該推進委員を解嘱すべき場合を除き、個別に必要な注意等を行うものとする。</p> <p>(研修)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）の活動及び地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(活動内容等)</p> <p>第7条 推進委員は、<u>法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び規則第4条各号</u>に掲げる次の活動を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>特定小型原動機付自転車又は自転車</u>の適正な通行の方法について、住民の理解を深めるための運動を推進する。</p> <p>(5) 地域における交通の安全と円滑に資する事項について広報及び啓発をする活動（<u>前3号</u>に掲げるものを除く。）を行う。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(警察署長の指導等)</p> <p>第8条 警察署長は、推進委員に対し、<u>規則第5条に規定する活動上</u>の注意等を遵守するよう十分に指導するとともに、推進委員がこれに違反したと認められるときは、当該推進委員を解嘱すべき場合を除き、個別に必要な注意等を行うものとする。</p> <p>(研修)</p> <p>第11条 (略)</p>

2 前号の研修を行った場合は、その状況を「地域交通安全活動推進委員に対する研修実施結果報告書」（様式第4号）により、交通企画課長を経由して報告するものとする。

（推進委員の解囑等）

第12条（略）

2～4（略）

5 推進委員からの辞職の申し出があり、公安委員会がこれを承認するときは、「承認書」（様式第8号）により第3号及び第4号に準じて処理するものとする。

（運用上の留意事項）

第13条 警察署長は、推進委員の運用について、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 推進委員の活動は、法第108条の29第2項第1号及び第2号並びに規則第4条各号に規定する事項に限定されるものではないが、何らの強制力を伴わず、また、交通違反を摘発するものではないこと。

(2)（略）

（意見の申し出）

第18条 法第108条の30第3項の規定による協議会からの意見の申し出は、「地域交通安全に関する意見書」（様式第9号）により行うものとする。

2 警察署長は、前号の意見申し出を受理したときは、その内容を速やかに検討し、警察署長に対する意見申し出については、その検討結果を協議会に連絡し、公安委員会に対する意見申し出については、警察署長意見を付して「公安委員会に対する地域交通安全活動推進委員協議会意見具申受理報告書」（様式第10号）により、交通企画課長を経由して報告するものとする。

3 公安委員会に対する意見申し出の検討結果のうち回答を必要とするものについては、警

2 前項の研修を行った場合は、その状況を「地域交通安全活動推進委員に対する研修実施結果報告書」（様式第4号）により、交通企画課長を経由して報告するものとする。

（推進委員の解囑等）

第12条（略）

2～4（略）

5 推進委員からの辞職の申し出があり、公安委員会がこれを承認するときは、「承認書」（様式第8号）により前2項の規定に準じて処理するものとする。

（運用上の留意事項）

第13条 警察署長は、推進委員の運用について、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 推進委員の活動は、法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び規則第4条各号に規定する事項に限定されるものではないが、何らの強制力を伴わず、また、交通違反を摘発するものではないこと。

(2)（略）

（意見の申し出）

第18条 法第108条の30第3項の規定による協議会からの意見の申し出は、「地域交通安全に関する意見書」（様式第9号）により行うものとする。

2 警察署長は、前項の意見の申し出を受理したときは、その内容を速やかに検討し、警察署長に対する意見の申し出については、その検討結果を協議会に連絡し、公安委員会に対する意見の申し出については、警察署長意見を付して「公安委員会に対する地域交通安全活動推進委員協議会意見具申受理報告書」（様式第10号）により、交通企画課長を経由して報告するものとする。

3 公安委員会に対する意見の申し出の検討結果のうち回答を必要とするものについては、警

察署長を経由して行うものとする。

察署長を経由して行うものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号（第3条第2項関係）

第 号

委 嘱 状

殿

道路交通法第108条の29第1項の規定に基づきあなたを地域交通安全活動
推進委員に委嘱します。

年 月 日

静岡県公安委員会

様式第3号（継続用）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号及び様式第8号を次のように改める。

第 号

解 嘱 状

殿

年 月 日付けで地域交通安全活動推進委員を解嘱します。

在職中の業績に対し、深甚なる謝意を表します。

年 月 日

静岡県公安委員会

第 号

承 認 書

殿

年 月 日付けで地域交通安全活動推進委員の辞職を承認します。

在職中の業績に対し、深甚なる謝意を表します。

年 月 日

静岡県公安委員会

様式第 12 号を次のように改める。

第 号

地域交通安全活動推進委員協議会に対する
報告及び資料の提出要求書

地区交通安全活動推進委員協議会 殿

道路交通法第 108 条の 30 第 4 項、国家公安委員会規則第 14 条の規定に基づ
き、次のとおり 報 告 を求めます。
資料の提出

記

- 1 報告を求める事項
- 2 提出を求める資料

年 月 日

静岡県公安委員会

様式第 14 号を次のように改める。

第 号

勸 告 書

地区交通安全活動推進委員協議会 殿

道路交通法第 108 条の 30 第 4 項、国家公安委員会規則第 15 条の規定に基づき、次のとおり勸告します。

記

1 勸告すべき事項

2 勸告の理由

年 月 日

静岡県公安委員会

附 則

- 1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の地域交通安全活動推進委員制度に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の様式により作成されている地域交通安全活動推進委員活動記録簿は、改正後の規程の相当する様式により作成された地域交通安全活動推進委員活動記録簿とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。